

狭山市狭山台地区学校統廃合推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 狭山台地区の小学校の統廃合に関する計画(以下「統廃合計画」という。)を推進するため、狭山市狭山台地区学校統廃合推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

統廃合計画の進捗状況について確認し、協議すること。

前号に掲げるもののほか、統廃合計画の推進に関し必要な事項について協議すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

児童の保護者の代表者

公共的団体の代表者

青少年関係団体の代表者

学校関係者の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日とする。ただし、任期中の委員の変更を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に、会長及び副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議)

第6条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開を原則とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(傍聴)

第7条 推進協議会の傍聴に関しては、狭山市教育委員会傍聴規則を準用する。

(部会)

第8条 推進協議会は、第2条に規定する所掌事項の一部を効率的に推進するために、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び別に教育委員会が委嘱する者をもって組織する。

(準用)

第9条 第4条から第7条までの規定は、部会に準用する。

(庶務)

第10条 推進協議会の庶務は、生涯学習部教育総務課及び狭山台地区センターにおいて処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年6月8日から施行する。

2 この要綱は、学校統廃合の日をもって、その効力を失う。